

土 都 第 2072 号
平成26年 1 月 23 日

内閣府沖縄総合事務局長
河合 正保 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園に係る
共用設備の管理に関する協定について（回答）

平成26年1月21日付け、府開建地第7号で協議のありました標記については、異存ありません。

よって、別添のとおり協定書を一部送付します。

国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園に係る共用設備の管理に関する協定書

国営沖縄記念公園首里城地区事業者沖縄総合事務局長河合正保（以下「甲」という。）と県営首里城公園事業者沖縄県知事仲井眞弘多（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国営沖縄記念公園首里城地区と県営首里城公園の共用する受変電設備、自家発電設備及び通信線路（以下「共用設備」という。）の管理に関して必要な事項を定める。

（共用設備の管理の位置及び区分）

第2条 共用設備の管理の位置及び区分は、別添図-1、2、3 資料-1、2、3、4、5 に定める受変電設備、自家発電設備、通信線路とする。

（管理費の負担）

第3条 共用設備の維持管理費は、下記のとおり費用分担比率とする。

① 受変電設備

イ) 甲の負担率7%、乙の負担率93%とする。

② 自家発電設備

イ) 甲の負担率57%、乙の負担率43%とする。

③ 通信線路（配線、電話設備）

イ) 甲の負担率50%、乙の負担率50%とする。

④ 電気料

イ) 基本料金については、トランス容量等により費用分担を行う。

・ 甲の負担率45%、乙の負担率55%とする。

なお、平成26年1月24日以降は、甲58%、乙42%の負担率とする。

ロ) 使用料については、受益者ごとに支払うものとする。

⑤ その他

イ) 諸経費及び消費税は費用分担率で按分する。

（管理の期間）

第4条 管理の期間は、平成22年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（物件保存の義務）

第5条 この管理施設は、常に良好な状態に維持管理し、本来の用途に従い、公共の用に供さねばならない。

2 前項の維持管理のための、通常必要とする修繕費その他の経費は第3条に基づき甲、乙の費用分担とする。

（期間の更新）

第6条 甲は、管理の期間を更新しようとするときは、管理期間の満了2箇月前までに、書面をも

って乙と協議するものとする。

(権限の委任)

第7条 本条件の規定する甲の権限のうち、次の各号に掲げるものは、国営沖縄記念公園事務所長(以下「事務所長」という。)に委任する。

1. 第3条の管理費の負担に係る軽微な協議。
2. 乙は、本協定に基づく甲へ提出する協議等は、事務所長を経由するものとする。

(その他)

第8条 維持修繕に際し、大規模の修繕が生じた場合は、甲、乙協議の上、費用負担を行うものとする。

第9条 本内容、その他公園施設の管理等について、疑義が生じたときは、甲、乙との協議により処理するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月23日

甲 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
内閣府沖縄総合事務局長 河合正保



乙 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 仲井眞弘多

